

専決第6号

専決処分書

議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度鴨川市一般会計補正予算（第10号）を別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

令和7年度鴨川市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度鴨川市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,631,455千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		822,151	45,000	867,151
	2 基金繰入金	725,392	45,000	770,392
歳入	合計	19,586,455	45,000	19,631,455

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		2,049,084	45,000	2,094,084
	3 上水道費	97,812	45,000	142,812
歳 出	合 計	19,586,455	45,000	19,631,455